

船舶事故調査報告書

令和3年1月13日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和2年2月9日 10時55分ごろ
発生場所	北海道苫小牧市苫小牧港南方沖 苫小牧灯台から真方位161° 12.6海里（M）付近 （概位 北緯42° 25.4′ 東経141° 39.7′）
事故の概要	漁船第六十五政進丸は、操業中、甲板員が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和2年2月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第六十五政進丸、4.9トン HK3-94654（漁船登録番号）、個人所有 11.57m（Lr）×3.17m×0.97m、FRP ディーゼル機関、450kW、平成6年3月7日 第200-26709号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 33歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成17年12月9日 免許証交付日 平成27年3月27日 （令和2年12月8日まで有効） 甲板員A 男性 32歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成18年3月17日 免許証交付日 平成27年3月27日 （令和3年3月16日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風速 約1m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約2℃
事故の経過	本船は、船長、甲板員Aほか3人が乗り組み、かれい刺し網漁の目的で、令和2年2月9日07時36分ごろ苫小牧港西部第3船溜まりを出港した。 本船は、苫小牧港南方沖の漁場で2回目の操業を開始することと

し、10時50分ごろ、約6～7ノットの対地速力で南進しながら、右舷側船尾部から漁具を海中に投入していた。

左舷船尾部で作業に当たっていた甲板員の1人（以下「甲板員B」という。）は、右舷船尾部で作業に当たっていた甲板員Aが、ポンプ（漁具を吊り上げる時に使用するクレーン）のブーム（クレーンの棒状構造物）を固定（ブームがたわまないように）する目的で、同ブームからブルワークの丸棒につながれたロープとブルワークの間を通り、同ロープに背中をつけてもたれているのを目撃した。

甲板員Bは、甲板員Aの左足が、甲板上からブルワークを沿いながら同ブルワークの上端を通して、海中に投入している漁具に連結されたロープ（以下「本件瀬縄」という。）に近づき本件瀬縄を跨またごうとしているのを目撃した。（図1、図2参照）

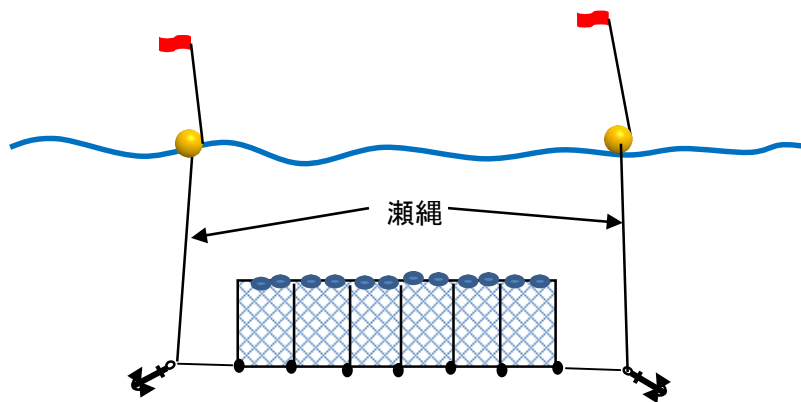


図1 本事故当時の漁具の状況

ポンプのブームを固定するロープ



ポンプのブーム

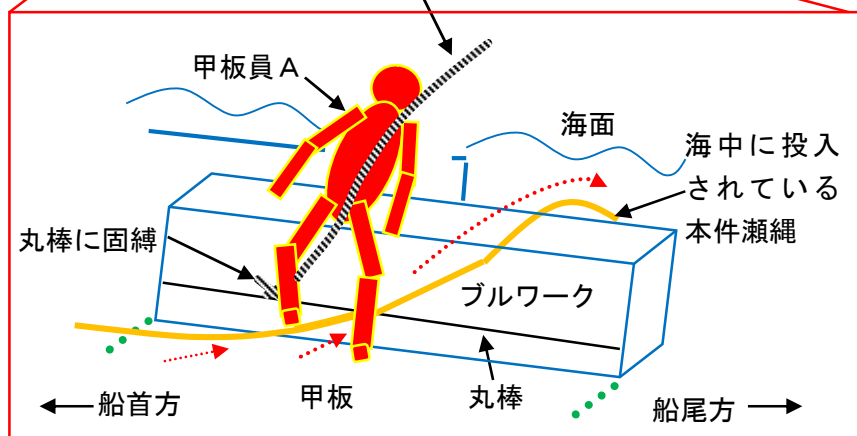


図2 甲板員Aの本事故当時の状況（イメージ）

船長は、操舵室内でGPSプロッターを監視中、「ストップ、ストップ」という甲板員Aの叫び声を聞き、同室右舷側の開放されている窓から船尾方を見たところ、甲板員Aの左足の膝から足首にかけて本件瀬縄が絡まっているのを認め、本船の行きあしを止める目的で主機を直ちに後進とした。

船長は、甲板員Aが、右舷船尾部の後方に引き寄せられながら瞬時に落水したのを認めた。（図3参照）

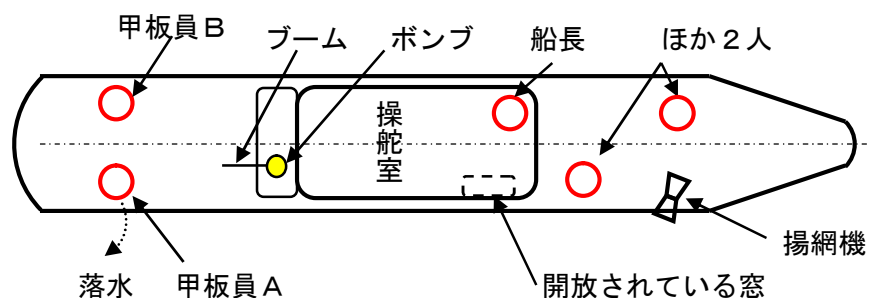


図3 本事故当時の乗組員の状況

船長は、落水した甲板員Aに本船を近づけようとしたところ、甲板員Aが海中に沈み始めたので、甲板員Aが沈んだ付近に本船を停止させ、他の乗組員全員と共に本件瀬縄を引っ張り、甲板員Aを海面に浮かせた後、救命浮環を手渡した。

船長は、甲板員Aが海中に引き込まれるのを防ぐ目的で、ポンプで甲板員Aより下方の海中側の漁具を吊り上げてポンプのフックを本件瀬縄に掛けようと何度も試みたが、掛けることができなかった。

船長は、本件瀬縄が左足に絡まって締め付けられ、痛みを耐えかねている様子だった甲板員Aが本件瀬縄を切るよう大声を上げたのを聞き、他の乗組員全員と共に甲板員Aが着用していたカップを掴み、甲板員Aにポンプのフックに連結していたロープを掴ませた後、本件瀬縄を切った。

乗組員全員の手で甲板員Aが着用していたカップを掴まれていたが、10時55分ごろ、甲板員Aは、耐え切れず、掴んでいたロープと救命浮環から手を離し、海中に沈んでいった。

船長は、本件瀬縄が絡んで海中に沈んでいる甲板員Aを何とか救助しようと思い、2回目の操業開始時に入れた浮標付近まで北進し、甲板員Bに右舷側前部甲板に設置された揚網機を操作させ、漁具を全力で巻き揚げ、甲板員Aが海面に浮上してきたので、船内に引き上げた。

船長は、付近にいた僚船に本事故の発生を無線で連絡した。

甲板員Aは、引き揚げられた際、息をしておらず、甲板員Bらの心肺蘇生の措置を施されながら、11時40分ごろ苫小牧港西港漁港区に帰り、陸上で待機していた救急車により苫小牧市内の病院に搬送され、溺死と検案された。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

その他の事項

刺し網漁の漁具は、本事故当時、浮標間の距離約930m、瀬縄の直径約15mm、錨の重さ約9.4kgであった。

本事故発生場所付近の水深は、約80～100mであった。

甲板員Aは、ブームを固定するロープとブルワークの間を通過して同ロープに背中をつけてもたれた姿勢で作業に当たっているところを時々、目撃されていた。

甲板員Aは、本事故当時、救命胴衣を着用していなかった。

甲板員Aは、本事故当時、体調不良等を訴えていなかった。

分析

乗組員等の関与

あり

船体・機関等の関与

なし

気象・海象等の関与

なし

<p>判明した事項の解析</p>	<p>甲板員 A は、溺死した。</p> <p>本船は、苫小牧港南方沖の漁場において操業中、本件瀬縄が海中に投入されている際、甲板員 A が、ブームを固定するロープとブルワークの間を通り、同ロープに背中をつけてもたれた姿勢で、本件瀬縄を跨ごうとしていたところ、本件瀬縄が甲板員 A の左足に絡まり、本件瀬縄に引っ張られて落水したことから、海中に引き込まれ、溺死したものと推定される。</p> <p>甲板員 A は、本件瀬縄が海中に投入されている際、ブームを固定するロープに背中をつけてもたれた姿勢で作業を行い、本件瀬縄を跨ごうとしていたことから、左足に近づいた本件瀬縄をよけることができず、左足に本件瀬縄が絡まったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が苫小牧港南方沖の漁場において操業中、本件瀬縄が海中に投入されている際、甲板員 A が、ブームを固定するロープに背中をつけてもたれた姿勢で、本件瀬縄を跨ごうとしていたところ、本件瀬縄が甲板員 A の左足に絡まり、本件瀬縄に引っ張られて落水したため、海中に引き込まれて溺水したことにより発生したものと推定される。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操業中の作業者は、漁具を海中に投入する際、漁具に足を接近させないこと。 ・ 船長は、乗組員に対して漁具に足を接近させないなど安全な作業姿勢をとるように指導を徹底すること。

付図1 事故発生場所概略図

